

TSR 企業情報利用約款

平成 29 年 1 月 1 日改定

第 1 章 総則

第 1 条（適用範囲）

1. この約款は、株式会社東京商工リサーチ（以下「当社」といいます）が提供する「TSR 企業情報」（別記「対象商品一覧」に記載する商品を適用範囲とし、以下「本商品」といいます）の取扱いに関して必要な事項を定めるものです。本商品の利用に関する契約（以下「利用契約」といいます）には、この約款が適用され、これにより利用契約の内容が規律されるものとします。なお、当社とお客様が合意した場合には、その他の商品についてもこの約款に基づき提供することがあります。
2. この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
3. 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第 2 条（約款の変更）

1. 当社は、お客様に事前の通知又は公表をすることなく、いつでもこの約款を変更することができるものとします。
2. 当社は、変更後の約款の効力を、その発効日の前日までに締結された利用契約に及ぼすことができるものとします。この場合は、発効日の 30 日前までにお客様に通知又は当社のウェブサイトで公表します。

第 3 条（著作権等）

1. 本商品の著作権及びその他一切の知的財産権（以下「著作権等」といいます）は、当社、Dun & Bradstreet International, Ltd（以下「D&B」といい、D&B の関連会社及び D&B worldwide network 加盟企業を含みます）又はこれらの者に対して著作権等の利用又は実施を許諾した者（以下「当社ら」といいます）に帰属します。
2. 利用契約は、当社が、お客様に対し、本商品に含まれる著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなどするものではありません。

第2章 利用契約の締結等

第4条（申込み）

本商品の利用を申し込もうとするお客様は、当社所定の方法により申込みのとします。

第5条（審査）

1. 当社は、前条の申込みがあったときは、当社が定める基準に従い審査します。
なお、当社は、審査基準を開示する義務を負いません。
2. 当社は、審査の結果、利用契約の締結を拒否することがあります。この場合、その旨をお客様に対して書面で通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第6条（契約の成立）

1. 利用契約は、第4条の申込みをしたお客様に対し、当社が、書面により承諾の意思表示をした時、又は本商品を納入した時のいずれか早い時に成立します。
2. 利用契約締結後の取扱いは、第2条第2項の場合を除き、申込書に添付され

た約款にかかわらず利用契約が成立した時の最新版の約款によります。

3. 利用契約に基づく本商品の利用許諾は非独占的なものであり、当社は、お客様の承諾を得ることなく、第三者に対しても本商品の利用を許諾することができるものとします。

第3章 利用者の責務等

第7条（お客様による資料等の提供）

1. 当社が本商品を提供するにあたり、お客様が保有する資料等（以下「お客様資料」といいます）を必要とするときは、お客様は、利用契約の締結後遅滞なく、当社に対し、そのお客様資料を、お客様の責任と負担で提供するものとします。
2. お客様は、当社に対し、お客様資料につき、その提供に必要なすべての権利を有していることを保証するものとします。
3. 当社は、お客様資料の瑕疵について、検証する義務を負いません。
4. 当社は、お客様資料を、本商品の提供に必要な範囲を超えて利用しません。また、お客様の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしません。
5. 前項にかかわらず、当社は、その業務委託先に対し、本商品の提供に必要な範囲内で、当社の責任においてお客様資料を取扱わせることができるものとします。
6. 当社は、本商品を提供するために必要な場合には、お客様資料の複製、翻訳、翻案等を行うことができるものとします。なお、複製、翻訳、翻案等したお客様資料は、原本に準じて取扱うものとします。ただし、お客様資料と本商品が一体化した場合における本商品に関わる部分は除きます。
7. 当社は、お客様資料を取扱う必要がなくなったとき、又はお客様から求められたときは、そのお客様資料を返却又は廃棄・消去します。

第8条（利用料金等）

1. お客様は、当社に対し、本商品を利用することの対価として、利用契約の締結時に有効な当社が定める料金表に記載の利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。お客様は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
3. 当社は、お客様に対し、本商品の納入後速やかに、利用料金に関わる請求書を発行します。
4. 支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
5. 支払期限は、請求書受領日の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日までに支払うものとします。

第9条（利用期間）

1. お客様は、本商品を期限の定めなく利用することができます。ただし、お客様が第24条第1項各号の一に該当した場合には、当社は、お客様が本商品を継続して利用することを認めないことができるものとし、お客様はこれに異議を述べることはできません。
2. お客様の都合により本商品の利用を終了する場合には（本商品の納入前に利用契約を解約する場合を含みます）、利用期間の長短にかかわらず、利用料金の減免又は返金を行いません。

第10条（利用者の範囲）

1. 本商品は、利用契約を締結したお客様自身に限り利用することができます。
2. 法人・団体のお客様は、同一法人・団体内でのみ利用することができます。た

だし、当社は、お客様の事業規模等により、同一事業所内での利用に限定することを利用契約締結の条件とすることがあります。

第11条（禁止事項）

1. お客様は、本商品の全部又は一部を、第三者に開示・提供（以下「開示等」といいます）又は漏えいしてはなりません。また、本商品の内容を、他人に告げたり公表したりするなど、第三者に対して間接的に開示等又は漏えいしてはなりません。なお、次に掲げる事例は禁止される行為に含みますが、これらに限りません。
 - （1）情報主体（本商品に掲載された者をいいます。以下同じ）に対して開示等すること。
 - （2）訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
 - （3）株式上場手続、適時開示情報又は有価証券報告書等で用いること。
 - （4）親会社、子会社及びその他の関連会社を開示等すること。
2. お客様は、本商品を、自ら利用し第三者に開示等しない場合でも、第三者から受託した業務のため（例えば、第三者から受託したテレコール業務の架電先リストとして利用するなど）に利用してはなりません。
3. お客様は、本商品を、第三者に開示等する文書、資料又は他のデータベース等のため（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）に用いてはなりません。
4. お客様は、本商品が当社から提供されたという事実（以下「情報源」といいます）を、第三者に対して開示等又は漏えいしてはなりません。
5. 法人・団体のお客様は、前条第2項で規定する利用者の範囲内であっても、必要最小限の役員及び従業員・職員にのみ本商品を利用させるものとし、対象者を限定せず配布し、回覧・閲覧し、イントラネットに掲載し、その他これらに類する行為をしてはなりません。

6. お客様は、本商品を、日本国外に持ち出してはなりません。また、本商品が日本国内にある場合でも、電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスしてはなりません。
7. お客様は、本商品の利用により、当社の営業行為に悪影響又は損害を与えてはなりません。

第12条（複製等の制限）

1. お客様は、次の各号で定める範囲内で、かつ、第10条の利用者が利用するために必要最小限の範囲内に限り、本商品を複製等することができるものとします。
 - （1）本商品の同一性を保持したまま複製すること。
 - （2）本商品を翻訳すること。
 - （3）本商品の文章、データ、図表等を、お客様が作成する書類・資料等に転載すること。
 - （4）本商品を基にした統計資料を作成すること。
2. 本商品を複製・翻訳したもの、転載した部分及び本商品を基にした統計資料（以下「複製物」といいます）の利用契約及びこの約款における取扱いは原本である本商品と同一とし、原本において禁止・制限している行為は複製物においても禁止・制限します。
3. お客様は、第1項で認められた範囲を超えて、本商品の複製等をしてはなりません。
4. お客様は、複製物に関して、利用契約及びこの約款で認められた本商品の利用権の範囲を超えて、いかなる権利主張もしてはなりません。また、お客様の役員及び従業員・職員に、いかなる権利主張もさせてはなりません。

第13条（企業識別コードの利用）

1. お客様は、企業識別コード（「TSR 企業コード」及び「D-U-N-S® Number」をいいます）を、第 11 条の禁止事項に加えて、法人を特定する目的以外で利用してはなりません。
2. お客様は、企業識別コードを複製等するときは、前条の範囲内で行うとともに、それが企業識別コードであること及びその出所を明示しなければなりません。また、「D-U-N-S® Number」については、これらに加えて Dun & Bradstreet International, Ltd の商標であることを明示しなければなりません。
3. 企業識別コードは本商品に含まれるもので、財産的価値を有する情報であり、お客様は、利用契約及びこの約款で認められた範囲を超えて利用してはなりません。

第 14 条（DM 用宛先情報としての利用）

1. 第 11 条第 1 項にかかわらず、本商品のうち TSR ダイレクトメールを利用するお客様は、その商品に収録された情報を宛先情報としてダイレクトメールの用に供することができます。
2. TSR ダイレクトメールを除き、お客様は、本商品に収録された情報を宛先情報としてダイレクトメールの用に供するときは、別途事前に当社の書面による承諾を得るものとします。
3. 前 2 項に基づき本商品に収録された情報を宛先情報としてダイレクトメールの用に供する場合でも、お客様は、本商品の情報源を、直接又は間接に第三者（情報主体を含みます）に対して開示してはなりません。

第 15 条（本商品の保管管理・廃棄等）

1. お客様は、本商品に関して、紛失又は漏えいの防止その他利用契約及びこの約款を遵守するため、必要かつ適切な安全管理のための措置を講じなければ

なりません。

2. お客様は、本商品を廃棄するときは、自己の責任と負担により、細断、溶解又は自家焼却など再利用できない状態にして排出するものとします。

第16条（本商品を利用するために必要な設備機器等）

1. お客様は、本商品を利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他の設備機器等の一切を、自己の責任と負担により用意しなければなりません。
2. お客様は、本商品を利用するにあたり必要なコンピュータセキュリティ対策（コンピュータウイルス対策及び不正アクセス対策を含みますが、これらに限りません）を、自己の責任と負担により行わなければなりません。
3. お客様は、本商品を利用するために必要なソフトウェアのインストール作業及び設定作業その他これらに類する作業を自己の責任と負担により行なわなければなりません。

第17条（本商品の取扱いの委託）

1. 第11条第1項及び第4項の規定にかかわらず、お客様は、本商品のうち調査レポートの翻訳を必要とするときは、当社が別途指定する者（以下「指定翻訳業者」といいます）に別途有料で委託することができます。ただし、当社は、指定翻訳業者による翻訳に関して、いかなる責任も負いません。
2. 前項の場合を除き、お客様は、本商品を利用するために必要な処理作業、本商品の保管、その他の取扱いを第三者に委託するときは、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。

第18条（個人情報の保護）

1. お客様は、本商品に含まれる個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の保

護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます）を遵守するものとします。

2. お客様は、個人情報保護法第 2 条第 3 項で定義する個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、本商品に含まれる個人情報を取扱うにあたっては、個人情報取扱事業者に準じて個人情報保護法を遵守するものとします。

第 19 条（利用状況の確認）

当社は、お客様による D&B レポート、リスクスコア (RS-WorldBase)、D&B Worldbase 又は KYC Batch（以下「D&B 商品」といいます）の利用が、利用契約又はこの約款に違反している又はそのおそれがあるときは、相当な事前の通知をすることにより、お客様の営業時間内に、お客様が D&B 商品を利用している場所に立ち入り、お客様の責任者の立会いの下で、D&B 商品の利用状況を確認することができるものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、お客様自身又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを当社に対して表明し、保証するものとします。
2. お客様は、お客様自身又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力を利用したり、資金を提供又は便宜を供与したりするなど、社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを当社に対して表明し、保証するものとします。

第 21 条（権利義務の譲渡）

1. お客様は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなどしてはなりません。
2. 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、お客様に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、譲受会社に譲渡することができるものとし、お客様は、これを異議なく承諾するものとします。

第4章 利用契約の解除等

第22条（調査が困難な場合の解約）

1. 当社は、本商品のうち調査レポートの提供にあたり、調査を実施する場合において、納入前に次の各号の一に該当した場合には、お客様に対して通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
 - （1）調査の対象者が特定できないとき。
 - （2）調査の対象者又はその関係者が反社会的勢力であるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - （3）調査の実施により当社又は当社の関係者の生命・身体・財産に重大な損害又は危害が及ぶおそれがあると当社が判断したとき。
 - （4）調査を実施しても殆ど情報が得られないとき。
 - （5）前各号のほか、調査が困難な事情が生じたとき。
2. 前項によりお客様に損害が生じても、当社は、その損害の賠償責任を負いません。
3. 第1項の場合には、当社は、お客様に対し、料金表で定める調査付帯料金を請求することができるものとします。

第23条（不可抗力等）

1. 当社は、天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮断、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、伝染病の蔓延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃、その他の不可抗力により、本商品の提供又は本商品を継続して利用に供することが困難な場合には、納入の延期、利用条件の変更又は利用契約の解除その他必要な措置を講じることができるものとします。
2. 当社は、情報主体からの要請等により必要と認めるときは、お客様に対し、本商品の一部について修正又は利用の中止を要請することができます。この場合、お客様は直ちに本商品を修正又は利用の中止をしなければなりません。
3. 前2項によりお客様に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。また、本商品の納入後に、その全部又は一部が利用できなくなったとしても、利用料金の減免又は払戻しはしません。

第24条（利用契約の解除）

1. 当社は、お客様が次の各号の一に該当したときは、事前に何ら通知催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止（1回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払猶予の申出（利用契約及びこの約款に基づく支払に限られません）、債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (5) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (6) 合併によらないで解散の決議をしたとき。

(7) 利用契約若しくはこの約款に違反したとき、又はそのおそれがあるときで相当の期間を設けて改善を求めても是正されないとき。ただし、利用契約若しくはこの約款に違反するおそれがある事実が客観的に認められ、相当期間中の改善が見込めない場合を含むものとします。

(8) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき、又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害をおよぼしたとき。

(9) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。

2. 当社は、前項の規定に基づき利用契約を解除したことによりお客様に損害が生じても、その損害の賠償責任を負いません。また、利用料金の払戻しはしません。

3. お客様は、第1項第1号から第6号に該当したときは、直ちに当社に対して書面をもって通知しなければなりません。

4. 第1項に基づく契約解除は、当社による、お客様に対する、当該契約解除に起因した損害の賠償請求を制限しません。

第25条（期限の利益の喪失）

お客様は、前条第1項各号の一に該当したときは、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第26条（解約・契約解除時の措置）

1. お客様は、利用契約が解約又は契約解除となったときは、直ちに本商品の利用を中止し、解約又は契約解除日の翌日から起算して10日以内（以下「返

却期間」といいます)に、当社の選択に従い返却又は廃棄・消去しなければなりません。ただし、第 14 条の規定に従いダイレクトメール用宛名ラベルに印刷し、発送された本商品は除きます。

2. お客様は、当社から請求された場合には、速やかに、返却及び廃棄・消去が適正に行われたことを証明する書面（以下「廃棄消去証明書」といいます）を発行しなければなりません。
3. 返却、廃棄・消去及び廃棄消去証明書の発行に要する費用は、お客様の負担とします。

第 5 章 損害賠償請求等

第 27 条（利用相当損害金）

1. 当社は、お客様が次の各号の一に該当したときは、そのお客様に対して利用相当損害金を請求することができるものとします。
 - （1）お客様が返却期間を超えて本商品の全部又は一部を保有しているとき（利用の有無を問いません）。
 - （2）お客様が本商品の全部又は一部を特定の第三者に開示等又は漏えいしたとき。
 - （3）お客様が本商品の全部又は一部を不特定の第三者に開示等又は漏えいしたとき。
 - （4）お客様が本商品の全部又は一部を紛失し、又は盗難にあったことにより、当社が損害又は不利益を被ったとき。
2. 利用相当損害金の計算方法は、次の各号に定める通りとします。
 - （1）前項第 1 号の場合は、利用契約の解約又は契約解除日の翌日から返却又は廃棄・消去が完了した日までの期間について、利用契約に基づく本商品の利用料金の倍額に相当する額（本号における「本商品

の利用料金の倍額に相当する額」とは、利用料金を 365 で除して得た額の倍額に相当する額を 1 日あたりの利用相当損害金として計算します)。

(2) 前項第 2 号の場合は、開示等又は漏えいした第三者 1 名ごとに利用契約に基づく本商品の利用料金の倍額に相当する額。なお、利用契約が終了した後もその第三者が本商品を保有しているときは (利用の有無を問いません)、保有している第三者 1 名ごとに前号に基づき計算した額を加算するものとします。

(3) 前項第 3 号又は第 4 号の場合は、利用契約に基づく本商品の利用料金の 10 倍に相当する額。

3. 当社は、利用相当損害金が発生したときは、お客様に対して、いつでもその支払いを請求することができるものとします。お客様は、請求書受領日から 5 日以内に第 8 条第 4 項で規定する方法でこれを支払わなければなりません。
4. お客様は、利用相当損害金を、当社に生じた損害の賠償とは別に支払うものとします。

第 28 条 (免責)

1. 当社らは、お客様に対し、次の各号について、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、法律上の損害賠償責任及び瑕疵担保責任を含む一切の責任を負いません。

- (1) お客様が本商品の抽出条件を決定する際の動機や表示の錯誤。
- (2) 本商品の正確性、完全性、最新性、適時性、有用性、お客様の特定目的との適合性を欠いていること、その他本商品の欠陥又は誤り。
- (3) お客様が本商品を利用した結果として生じる損害又は不利益。
- (4) 本商品を電磁的記録で提供する場合は、お客様のコンピュータに生

じるハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの破損、コンピュータウィルスの感染、その他の不具合。

2. 前項にもかかわらず当社らが損害賠償責任を負う場合は、お客様が当該損害の発生につき本商品の納入日から1年以内に当社に通知した場合に限り、利用契約に基づき当社が受領した利用料金を上限として(ただし、その額が100万円を超える場合は、100万円を上限とします)責任を負います。

第29条 (遅延損害金)

当社は、お客様が利用契約及びこの約款に基づく当社に対する支払いを所定の期限よりも遅延した場合には、お客様に対し、日歩4銭(年率換算14.6%)の遅延損害金を請求することができるものとします。お客様は、遅延損害金を、当社に生じた損害の賠償とは別に、本来支払うべき金額に加えて支払うものとします。

第30条 (損害賠償)

当社は、お客様が利用契約又はこの約款に違反したことにより損害を被ったときは、お客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第6章 雑則

第31条 (残存条項)

この約款の第3条、第11条第1項・第4項・第7項、第15条第2項、第19条、第21条、第26条から第33条の各条項その他性質上、利用契約の終了後にも当然に効力を有すると解されるものは、利用契約の終了後においても、対象事項が存在する限り引続き有効に効力を存するものとします。

第32条（準拠法）

利用契約及びこの約款は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されます。

第33条（合意管轄）

本商品と関連してお客様と当社との間で紛争が生じた場合には、お客様が第4条の申込み（ただし、当社の他の商品・サービスにインターネットを介した本商品の発注機能がある場合は、当該他の商品・サービスの利用申込み）をした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(別記)

対象商品一覧

1. 調査レポート

(1) TSR REPORT

(2) D&B レポート

2. データベース商品

(1) Data Approach

① TSR 企業情報ファイル

⑥ TSR 企業グループ情報ファイル

② TSR 財務情報ファイル

⑦ TSR 新設法人情報ファイル

③ TSR 連結財務情報ファイル

⑧ TSR 倒産情報ファイル

④ TSR 事業所情報ファイル

⑨ TSR 経営者情報ファイル

⑤ TSR 企業相関ファイル

(2) Print Media

① TSR 企業情報カード

⑥ TSR 新設法人リスト

② TSR ダイレクトメール

⑦ TSR 倒産企業リスト

③ TSR 企業情報リスト

⑧ TSR 経営者情報リスト

④ TSR 企業簡易リスト

⑨ TSR 財務情報シート

⑤ TSR 事業所リスト

(3) 学校 DB

(4) 病院 DB

(5) リスクスコア (RS-LIGHT、RS-STANDARD、RS-WorldBase)

(6) D&B Worldbase

(7) KYC Batch

以上